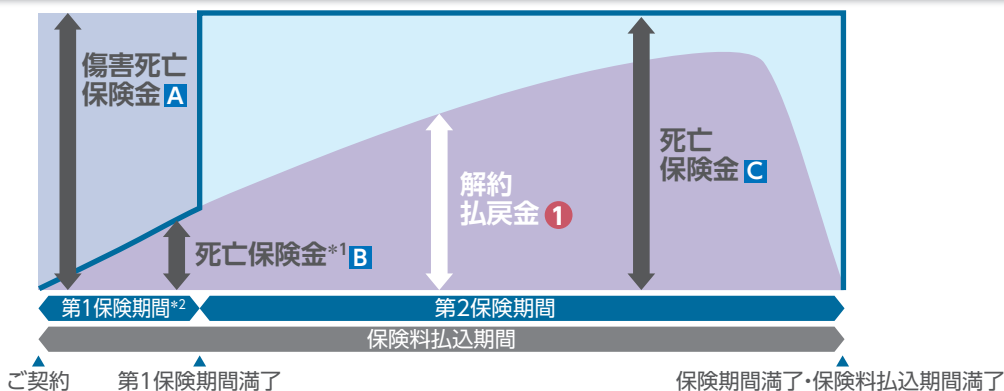


# プラチナフェニックス

ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険



## 長期にわたる『(傷害)死亡保障』や中長期的な『ご勇退資金』へ備える保険



\*1 責任準備金と同額となります。責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金であり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金は経過月毎に変わります。  
\*2 第1保険期間は、加入時にお客様のニーズに合わせ、所定の範囲内で設定可能です。

### ポイント

1

### 万一のとき、(傷害)死亡保険金を事業保障資金等の財源として活用できます！

- 事業保障資金、死亡退職金・弔慰金、事業承継資金等の財源とすることで、万一のときの会社の資金不足や遺族・後継者に対する資金確保等に備えることができます。
- 第1保険期間中は、傷害\*3で死亡されたときに重点的に備えており、傷害以外で死亡されたときの死亡保険金 B は、傷害死亡保険金 A の金額を下回ります。また、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。  
\*3 対象となる傷害には疾病・老衰は含まれません。対象となる傷害についての詳細は、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」をご覧ください。
- 第2保険期間中に死亡されたときの死亡保険金 C は A と同額となります。

### ポイント

2

### ご勇退のとき、解約払戻金①を退職慰労金として活用できます！

- 解約払戻金①を「現金」で受取ることができます。また、解約払戻金①の受取時には、解約払戻金①と資産計上額の差額が「益金」として計上されます。 ※保険期間の一部を除きます。
- 「退職所得」にかかる税金は「給与所得」に比べて、優遇されています。  
※税務の取扱いについては「税務の取扱いに関するご留意点(裏面)」を必ずご確認ください。

### ポイント

3

### 簡単な3つの告知でご加入いただけるほか\*4、その他便利な制度等もご利用になれます！

- 保険料払込済の終身保険に変更②することができます。
- 一時的に資金が必要になったとき、所定の金額まで契約貸付制度③をご利用になれます。  
\*4 <「簡単な3つの告知」について> (裏面)を必ずご確認ください。

### 主な\*5 取扱 条件等

主な保障内容	保険金額		契約年齢範囲
	最低保険金額	最高保険金額	
第1保険期間：傷害死亡保険金・死亡保険金 第2保険期間：死亡保険金	1,000万円	7億円	18～79歳
保険期間	更新		配当金④
	第1保険期間	第2保険期間	
39～98歳(1歳きざみ)・ 100歳満了	10～50年 (5年きざみ)	保険期間－ 第1保険期間 (10年以上)	有配当 (積立配当方式)
		不可 解約払戻金① 有	

\*5 代表的な取扱条件等を記載したものであり、契約内容・契約年齢・診査方法等によっては、上記の記載内容と異なる場合があるため、詳しくは取扱担当者にご確認ください。

※ 当資料における年齢は、満年齢で記載しております。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。

- 保険金等のお支払事由に関する制限事項やお取り扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」を必ずご確認ください。
- 当資料の●付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」の該当箇所を示しておりますので、あわせてご確認ください。

(募集代理店)

JP **かんぽ生命**  
INSURANCE

(引受保険会社)



日本生命保険相互会社

NISSAY

## ご検討に際してご留意いただきたい点

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などをご希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

## 保険金・給付金等のお支払いについて

傷害死亡保険金のお支払いにあたっては、原因となる傷害が責任開始時以後に生じることが必要となります。

保険名称	お支払事由の概要		お支払いする保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
傷害保障重点期間設定型 長期定期保険*1	第1保険期間	傷害を直接の原因として死亡されたとき*2	傷害死亡保険金	保険金額
		傷害以外で死亡されたとき (傷害死亡保険金が支払われないとき)	死亡保険金	責任準備金と同額*3
	第2保険期間	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額

- \*1 所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- \*2 対象となる傷害には疾病・老衰は含まれません。傷害に該当する事例・該当しない事例は例えば以下のとおりです。  
該当する事例：交通事故・転倒・転落・溺水・食物等を詰まらせたの窒息・炎天下等の高温による熱中症・登山での低酸素状態による適応不全症(高山病)等  
該当しない事例：疾病による心不全・誤嚥性肺炎・感染症・エコノミークラス症候群等  
なお、傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。
- \*3 責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金であり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金は経過月毎に変わります。

### 1 解約払戻金について

- 解約払戻金は経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
- 解約日時時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

### 2 保険料払込済の終身保険(払済保険)への変更について

- 通常、変更前に比べ、変更後の保険金額は小さくなります。
- 払済保険には変更日の終身保険の約款を適用し、払済保険金額は、変更前契約の解約払戻金額、変更日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 払済保険へ変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合等は、払済保険への変更はできません。
- 申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

### 3 契約貸付制度について

- 貸付期間は貸付日から1年間です。
- 契約貸付の貸付金には利息がかかります。利息は、所定の利率により複利で計算します。この利率は金融情勢等により変動することがあります。
- 解約払戻金の減少や貸付金に対する利息により、貸付の元金金が解約払戻金を超過した場合、保険期間の途中でご契約を解除します。なお、一旦解除されたご契約を元に戻すことはできません。

### 4 配当について

- 配当金は、当社所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

### 高額割引制度について

- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合には、さらに優遇された割引を適用します。
- 減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

### 税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2021年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
- 経理処理の詳細については「日本生命 保険税務のしおり」等をご参照ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「法人向け保険商品注意喚起ポスター」をご覧ください。

### 募集代理店 かんぽ生命からのお知らせ

- この保険は、株式会社かんぽ生命保険が募集代理店として取扱う生命保険です。「募集代理店 かんぽ生命からのお知らせ」を必ずご確認ください。

### <「簡単な3つの告知」について>

- すべて「いいえ」と告知いただいた場合でも、職業や過去に当社へ提出いただいたお客様の健康状態に関する資料の内容等によってはお引受けできない場合がございます。
- 保険金額が高額な場合等、ご契約内容によっては医師の診査が必要になる場合がございます。
- 告知項目に該当する場合でもお申込みいただける場合がございます。
- 契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。告知項目で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく入力もしくは記入(告知)ください。



### その他の 注意事項

- ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回ることがあります。
- 当資料の記載内容は、2022年4月現在における取扱条件を前提としています。

(引受保険会社)

日本生命保険相互会社

本 店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12  
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては  
0120-201-021(ニッセイコールセンター)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

(募集代理店)

株式会社 かんぽ生命保険

本社 〒100-8794 東京都千代田区大手町2-3-1  
かんぽコールセンター 電話：0120-552-950

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、  
保険契約締結の代理権はありません。

(©日本22-764,22/3/25,代理店業務部)



NISSAY